

障害者の事故被害救済

車と接触 自賠責支払い命令

さいたま地裁

判決は3月20日付。女性と東京海上日動は判決を不服として控訴した。

これに対し、さいたま地裁判決は同規定を適用しなかった。針塚裁判長は判決理由で、男性が事故後に訴えた痛みやしびれについて「脊髄損傷による障害とは神経の支配領域が異なり、事故後に発症した」と事故との因果関係を認めた。

自賠法施行令の規定にも言及し「同一部位の障害に対して保険会社に二重の賠償負担を負わせる」の賠償責任を負わせるのを避けるための規定だ

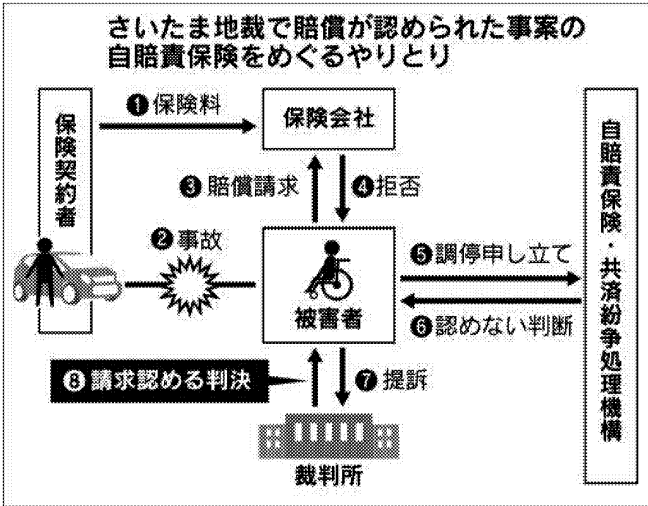
「同一部位」を上げた場合、保険金は支払いを控が、男性の障害は同一部位ではない」と判断。東京海上日動にも75万円を連帯して支払うよう命じた。

さいたま地裁で先月、障害者の交通事故をめぐる関係者が注目する判決があった。脊髄障害のある男性（53）が事故で腕のしびれが生じたとして、車を運転していた女性に約460万円の損害賠償を求めた訴訟で、同地裁（針塚遵裁判長）は女性に約414万円の支払いを命じた。一部は自動車損害賠償責任保険からの支払いを命令。障害者が事故で後遺症がなくても元の障害が原因だと保険が支払われない事例が多く、関係者は「救済に道を開く」と評価する。

「新たに後遺症」認める

判決によると、2009年10月、車いすで信号機のない交差点を直進していたさいたま市の男性に、女性の運転する車が接触。車いすが倒れて男性は投げ出され、腕のしびれなどの後遺障害を負った。

男性が賠償請求すると、女性が保険加入していた東京海上日動火災保険は「男性の脊髄障害は神経系統の最も重い障害。事故による神経損傷が障害の程度を重くした」として評価できない」として支払いを拒否。男性が



障害、同一部位なら

保険支払い免除の規定

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）は、すべての自動車に加入が義務付けられている強制保険だ。人身事故とされた場合、事故による障害の等級の保険金額から、元々の障害の程度によって1、2、3級の障害を当てはめた等級の保険金を差し引いた額が被害者に支払われる。元の障害のほつが重いと判断されれば保険金は支払われない。

さいたま地裁の訴訟で男性の代理人を務めた平岡将人弁護士は「脳や脊髄などの中枢神経に障害があった人が事故で腕などに神経障害を負った場合、事故で腕などに神経障害を負ったとしても『同一部位』と判断され、賠償を受けられないこととされた場合、事故による障害の等級の保険金額から、元が多かった」と指摘し、地裁の障害を当てはめた等級の保険金を差し引いた額が被害者に支払われる。元の障害のほつが重いと判断されれば保険金は支払われない。

さいたま地裁の訴訟で男性の代理人を務めた平岡将人弁護士は「脳や脊髄などの中枢神経に障害があった人が事故で腕などに神経障害を負った場合、事故で腕などに神経障害を負ったとしても『同一部位』と判断され、賠償を受けられないこととされた場合、事故による障害の等級の保険金額から、元が多かった」と指摘し、地裁の障害を当てはめた等級の保険金を差し引いた額が被害者に支払われる。元の障害のほつが重いと判断されれば保険金は支払われない。

評価する。NPO法人、交通事故後遺障害者家族の会（東京）の北原浩一代表も「自賠責保険は被害者を救済する制度のはずだが、その運用になっていないことが多い。被害者にとっ